自治体の原子力発電関係審議会等に関する情報公開

1 はじめに

国策として行われてきた原子力発電は、所轄省庁、電力業界、政治家の利権の利害調整によって行われてきた。立地自治体の住民の意思や安全は軽視され、国策に協力した見返りとして交付される多額の補助金や電力会社による寄付によって、自治体を補助金頼みの不健全な財政に陥らせてきた。こうして立地自治体の住民自治、団体自治は踏みにじられ続けてきた。

東京電力福島第一原子力発電所の事故はこの矛盾を一気に露呈させた。ところが政府は、関西電力大飯原子力発電所の再稼働を決定し、従来どおりの原子力政策を再開した。事故原因も明らかになっておらず、原子力規制庁も発足せず、原子力発電所の安全設備に重大な欠陥があるにもかかわらず、である。

しかし、いうまでもなく、原子力発電所の事故によって最も甚大な被害を被るのは立地自治体と周辺自治体の住民だ。東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生した2011年3月11日から今日に至るまで、当の自治体では住民の安全についていかなる議論がなされてきたのであろうか。

そこで、深刻な原子力事故を目の当たりにして、原子力発電所の立地自治体において原子力発電所の安全性についてどのような検証がなされ、原子力事故に対するどのような対策が立てられてきたかを調査するため、2011年3月11日以降に開催されたものを対象として、住民の安全について検討することを目的として設置された立地14道県(立地計画がある山口県を含む)の原子力関係の審議会等がどのような検討をしているか、また、災害対策基本法に基づく原子力防災に関する地域防災計画がどのように策定された(されている)かについて情報の公開請求を行った。

加えて、各審議会等での判断の中立性を阻害する要因となっている各委員に対する電力会社からの寄付に関する情報の調査もおこなった。

2 調査対象

(1) ねらい

災害対策基本法は都道府県に防災会議を置き、地域防災計画を作成すること等を義務付けている(**14**条)。少なくとも原子力発電所が立地する**1**4道県においては、原子力災害に対処するため、原子力災害に関する地域防災計画をたてる必要がある。

このほか、原子力発電所が立地する道県においては、条例や要項によって有識者らによる審議会等や専門委員による委員会等が組織され、そこでの判断をもとに知事が原子力発電所の稼働に「同意」する、というプロセスがとられている。そこでは、これらの専門家による審議会等が安全性についての判断を行った、ということが原発に対する立地道県の判断の根拠であるかのような説明

が知事によってなされている。

では、これらの審議会等は原子力発電所の安全について実際にどのような観点から調査をし、判断を示しているのだろうか。また、その判断を行った委員らが、電力会社の利益を代表することにはなっていないだろうか。これらを調査するため、原子力発電所の立地14道県に対して、①災害対策基本法にもとづく防災会議の原子力編、②条例、要綱などに基づいて設置された、有識者を含む原発関係審議会(専門委員による会合も含む)の双方について、議事録など議論の過程を示す資料と、委員に対する電力会社からの寄付状況に関する資料の開示請求をそれぞれ行った。

(2) 公開対象情報と請求先

情報公開制度を用いた開示対象文書は以下の通りである。審議会議事録等の 情報は自治体の情報公開条例にもとづき、委員に対する寄付の情報は委員の所 属する大学に対する独立行政法人情報公開法に基づいて実施した。

①-1) 災害対策基本法に基づく地域防災計画原子力編についての会議資料 対象 14原発立地道県

請求内容 平成23年3月11日以後に開催された、地域防災計画原子力編を 作成する審議会・附属機関の議事録、配布資料、設置根拠を自治体 の情報公開条例に基づいて請求。(請求日12/5/25)

①-2) 上記会議の委員情報

対象 14原発立地県の地域防災計画原子力編審議会の委員所属大学 請求内容 上記審議会委員が受領した、H18-23の受託研究・共同研究・奨学 寄附金の受入審議資料を独立行政法人等情報公開法に基づいて請 求。(請求日12/5/25から)

目的 委員と企業との利害関係を調査することにより、会議の判断の公正 さの程度を調査。また、利害関係に関する大学のチェック体制も併 せて調査する。

②-1) 原子力発電所に関する審議会(条例、要綱等にもとづくもの)

対象 14原発立地道県

請求内容 平成23年3月11日以降に開催された、原子力関係審議会等の議事録、配布資料、設置根拠(法律・条令・要綱等)、委員に支払われた金員の明細、委員名簿、傍聴の可・不可がわかるものを自治体の情報公開条例に基づいて請求。(請求日12/5/25)

②-2) 上記原発審議会委員情報

対象 14原発立地道県の原発審議会等の委員の所属する大学

請求内容 上記審議会委員が受領した、H18-23の受託研究・共同研究・奨学 寄附金の受入審議資料を独立行政法人等情報公開法に基づいて請 求。(請求日12/5/25から)

目的 「審議会」の委員と企業との利害関係を調査することにより、審議会の判断の公正さの程度を調査。また、利害関係に関する大学のチェック体制も併せて調査する。

3 調査結果

(1) 開示状況

本原稿執筆時(2012年7月末日)の開示状況は別表の通りである。以下、情報の開示状況について、いくつかの観点から、開示の程度を比較検討したい。 なお、各委員に対する補助金情報は一部が開示されておらず、調査が不十分であるため、本原稿執筆段階では調査が未了であることをお断りしたい。

- (2) 審議会の経過の開示状況~どの程度に詳細な記録が開示されるか
 - i)審議会の状況をもっとも詳細に知ることができるのは、委員等の発言が一言一句記録された「議事録」である。このように一言一句の記録を残しているのは、以下の道県であった。
 - ① 災害対策基本法にもとづいて設置された審議会

北海道、青森県、宮城県、茨城県、新潟県

② その他の審議会

青森県、新潟県、石川県、福井県、島根県、愛媛県

- ii) 一言一句記録したものではないとしても、委員等の意見の多くが記録されていると思われるものは以下であった。ただし、このような要旨ないしは要点の記録といわれるような文書の場合、開示請求を予想して都合が悪いと判断した発言を記録しない、ということを容易になしうる点が問題だ。とりわけ少人数の委員による審議会などでは、参加者一人の発言が全体の議論の方向性を決定してしまうこともある。したがって、全発言が記録されているかどうかがきわめて重要である。審議会の議論の公正さや適格性を判断するうえで、個々の委員の発言が、考慮に値しない事例をことさら大きく取り上げていたり、反対に考慮すべき事項を軽視するものとなっていたりしていないかを検証することが必要不可欠だからである。したがって、一見、すべての発言が記載されているように見えても、要点や発言要旨を記載した、という記録については、情報の信頼性に疑問が残ることになる。
 - ① 災害対策基本法 石川県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
 - ② その他審議会 茨城県、福井県、静岡県、島根県、鹿児島県

iii) 議論の流れしかわからないもの

こうしてみると、委員の発言の記載がなく、議論の大まかな流れしか記録 していないようなものについては、審議会での議論について市民、県民に検 討のための資料を提供するものとは到底言えない。これこそ、自治体にとっ て不都合な発言や事実を、それと知られないうちに隠蔽することを常に可能 にするからである。

こうした記録方法をとっているのは、以下の4県である。これらの**4**県については、県民の安全に直結する情報について、十分に情報を公開しようとしていないことになる。

特に、災害対策基本法に基づく地域防災計画制定過程の議論について、県内に15基もの原子力発電所を有する福井県や、やらせメール事件を発端として知事や玄海町長と九州電力との癒着が問題となった佐賀県で議論の流れを示した記録しか残していない、という点は大問題だ。原子力発電所の安全性に関する説明責任を果たしていないだけでなく、市民の意見が出されることを警戒しているとすら、思われる。

- ① 災害対策基本法 福井県
- ②その他審議会 茨城県、静岡県、佐賀県
- iv)会議を行っているのに会議記録を残していないものについて

鹿児島県が要綱に基づいて設置した鹿児島県環境放射線モニタリング技術委員会の2012年3月26日の第4回会議の記録と、新潟県が要綱と東京電力との協定によって設置した新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議の2012年3月28日の第56回会議の議事録を不存在と回答してきた。これらについては、現在議事録を作成中であるので、不存在と回答した、とのことであった。しかし、少なくとも3月に開催した会議の議事録がまだ作成されていない、というのは、遅すぎるのではないか。県民の安全のための会議であることに鑑みれば、議事録作成はできるだけ迅速に行うべきだ。

v) 災害対策基本法に基づく原子力災害に関する地域防災計画の審議会を設けてい ない自治体

中国電力上関原子力発電所の建設計画をかかえている山口県は審議会すら設けていない。また、東海地震の震源域に設置されている中部電力浜岡原子力発電所をかかえる静岡県や、島根県は審議会をもうけたものの、東日本大震災後は会議そのものを開催していない。しかし、原子力災害に対処する地域防災計画は原子力発電所の建設を検討する上での大前提といえるのではないだろうか。原子力発電所の立地計画を立ててから、災害対策を検討する、というのは、発想の順序が逆だ。少なくとも東京電力福島第一原子力発電所の事故後の避難誘導の問題点が理解されていないと言わざるを得ない。

(3) 発言者の氏名がわかるか

委員所属大学に対する情報公開請求を行うため、鹿児島県に対し、「鹿児島県環境放射線モニタリング技術委員会」の氏名の問い合わせをしたところ、座長のみ氏名を公開しており、それ以外の氏名は公開していないとする、非常識な回答をしてきた。鹿児島県情報公開条例ならびに「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきおかしいのではないかと追及した後、公開に変更したが、議事録を作成していないことも含め、情報公開に対する消極的な姿勢が目立つ。

しかし、鹿児島県以外の自治体の公開度が高いか、といえば、そうではない。 議事録を作成せず、会議の要旨の記載にとどまる自治体の多くで、要旨に発言 者の氏名を記載せず、会議要旨をみただけでは誰がどのような発言をしたかを 理解できない運用を行っている。これは全面公開と言いながら、自治体にとっ て都合の悪い情報を隠蔽することを可能とするものであり、問題は深刻だ。

委員の氏名を記録しないことについて、自治体側の言い分は「委員の自由な発言を確保するためだ」と説明するであろう。しかし、委員はその道の有識者として招集された者であり、学者であれば真理を語ることが義務付けられている。発言内容が公開された位で意見を変えるような者には県民、市民の安全性を議論する資格はない。そもそも委員の見解に疑問があった者が反対の意見を述べ、論争することこそ、原子力発電所の是非や安全性を検証するうえで重要である。発言者の氏名がわからないように会議の記録を作成する、などという自治体の姿勢は、原子力発電所の安全に意を唱える市民、県民の意見を遮断する目的以外のものではなく、原子力発電所の安全性や県民の安全性に関する議論を中立、公正に行うことに対する意思がないと言わざるを得ない。

そのようなカテゴリーに属する自治体は以下の7県である。

- ①災害対策法 福井県
- ②その他審議会 茨城県、石川県、静岡県、島根県(ABCで記載)、 佐賀県、鹿児島県
- 4 本来の目的―議論の中身は市民、県民の安全を考慮したものとなっているか 地域防災計画や安全性に対する審議会での議論が原子力災害に対して原子 力発電所周辺の市民、県民の安全を守るものとなっているか、が今調査の目的 である。その分析は本原稿執筆時も行われており、一定の結論は大会において 行う予定である。しかし、少なくとも、地域防災計画が不十分であったり、審 議会での十分な議論がなされていない状況での原子力発電所の再稼働への同 意は、原発の安全神話にもとづく以外に理由はないことだけはあきらかである ことを記し、まとめに代えたい。

以上

災害対策基本法に基づく審議会の情報公開結果

委員氏名 公開か	路	選	公開	
議事録 内容	超	超	里	
目的	【部会】第1条 原子力発電所に係る災害防止について、原子力災害特有な技術的・専門的事項を調査するとともに、緊急時における迅速かつ的確な応急対策活動の実施の確保を図るため	【部会】第1条 原子力発電所に係る災害防止について、原に係る災害防止について、原い力災害特有な技術的・専門的事項を調査するとともに、 選集時における迅速かつ的 確な応急対策活動の実施の 確保を図るため	東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、県地域防災計画(原子力編)の見直、しに向けて、原子力防災対策といいではで、原子力防災対策との課題や今後の見通しの方向性等を検討するため	原子力防災計画及び防災体制等を検討し、並びにその実施を推進するため
設置根拠	※ 法道議 北 ※ 子 本 記 書 :	炎 法道議北災 干对設害,防条海炎 干对敌条连 人力 医睫毛炎 例道議的部 要本年 关,防原淡余项	事 子 林 子	丰 然子说 宗議守置 阴原金数
非公開の理由 条文	個人に関する 情報であって、 特定の個人が 職別されうるも ののうち、通常 他人に知られ たくないと認め られるもの かれるもの 条例第10条第 1項第1号		条例第7条第3号时时	
公開・非公開 の別	一部非公開(生 相) 田、個人情 報が合まれてい る債権者コー ド」、郵便番号、 時別、支給額、 港別支給額、 費支給額、 積金配換、 積金配換、 積金配換、 積金配換、 積金配換、 積金配換、 積金配換、 積金配換、 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位	全部公開	一部非公開(個 人の氏名、電話 番号、住所、ロ 座番号)	ま公開(開催さ れていないため)
開示決定 日	2012/6/11	/28 2012/6/11 全部公開	2012/6/7	2012/6/7
請求日	2012/5/28	2012/5/28	2012/5/25	2012/5/25
公文書件名	に 本 大 国 は は は は は は は は は は は は は	工化海通の 次分機両子 中のでは 一ので 一ので 一ので 一ので 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	設に 受害 母 響 で 受 で 受 で 受 を 受 を 受 を か し が 参 車 が 、 資 料 、 温 動 事 録 、 な 量 動 報 み 、 な 費 か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か	
審議会 名称	北 大 か か が が が が が が が が が が が が が	北海 金	青森県原子 力防災対策 検討委員会	青森県防災 会議原子力 部会
	光准温	光凍酒	青森県	青森県

災害対策基本法に基づく審議会の情報公開結果

委員氏名 公開か	【防災金 議事事会 公開 原子力防 災部会は まだ開催 されてい ない			当	公開
議事録 内容	防災会 義幹事会 多語 多語 の語 原子力防 校部会は 技だ開催 されてい			逐語	逐語
目的	【防災部会】宮城県防災条例 第4条及び宮城県防災会議 規程第6条に規定する部会の うち、原子力防災に関する部 会	原子力発電所の設置に対応 し、県民の安全確保の徹底と 原子力行政の適性かつ円滑 な運営をはかるため	【要綱】(1)原子力災害対策計画の修正に関する事項(2)原子力発電所周辺環境の調査に関する事項(3)その他会長から付議された事項	東日本大震災での課題等を 踏まえ、茨城県地域防災計 画の改訂を行うため、専門的 見地からの助言を得ることを 目的として	[要綱]部会の業務 (1)原子力防災対策の樹立 に必要な資料の収集 (2)原子力防災対策の樹立 に必要な専門家の意見の聴 取 (3)地域防災計画原子力災 害対策編の検討策定 (4)その他原子力防災に関 する必要な調査
設置根拠	宫炎 例 ⊪騰 园 災 子 部域 名 好 朗 騰 园 災 子 部 現 克 好 現 城 会 力 忠 課 萬 克 克 克 埃 城 会 兄 鬼 縣 故 炎 程 県 騰 防 麋 太 炎 好 原 縣 於 教 久 乃 原 淡 尔	晶子 島子 地 一 一 一	福災 個罪議的 島尖 例果讓防 果識智 ,	浓 災 例 熙 淡 訂 設 城 会 然 地 計 表 雷 県 議 菜 域 面 員 要 防 条 域 防 改 会 總	災法県議新災子部要害、防条混会力会編基新災例県議防運本混灸 防原談哲
非公開の理由 条文		開催されていないため	開催されていないため		
公開・非公開 の別	全部公開	/5/25 2012/6/11 全部非公開	2012/6/11 全部非公開	公開	公開
開示決定 日	2012/6/5 全部公開	2012/6/11	2012/6/11	2012/5/25 2012/6/12 公開	2012/5/25 2012/6/11 公開
請求日	2012/5/25	2012/5/25	2012/5/25	2012/5/25	2012/5/25
公文書件名	母災金 神の 神の 神の 神の 神の 神の 神の が が が が が が が が が が が が が	議事録、配 力になどな 日に対して 日になせた 日の一を 日の一を 日の一を 日の一を 日の一を 日の一を 日の一を 日の一を	議事録、配 布資料	開催結果及 び配布資料	議 市 台資料·設 間根拠・設
審議会 名称	宮城県防災 会議原子力 防災部会	福島県原子 力行政連絡 調整会議	福島県防災 会議原子力 防災部会	茨城県地域 防災計画改 訂委員会原 子力災害対 策検討部会	新潟県防災 会議原子力 防災部会
所 順 道	മ城県	福鳴県	福島県	茶城県	推遞県

災害対策基本法に基づく審議会の情報公開結果

委員氏名 公開か	選	記載なし			
議事録 內容	ы х Эш	流れ			
目的	【要綱】第3条 部会の所掌業 務は、次の各号に掲げるもの とする。 一 原子力防災計画の立案 に関する事項 二 原子力防災対策に関する 事項 三 原子力発電所周辺の安 全の確保に関する事項 四 その他会長から付議され た事項	福島第一原子力発電所の事 故を踏まえ、福井県地域防災 計画原子力防災編の見直し に向けた検討を行うため			
設置根拠	石災石災子対設 川条川会力策置県例県議防部要防、防原別談会網	植 基 时 时 时 时 时 时 时 时 时 时 时 时 时 时 时 时 时 时			汉 本 中 本 本 は な は は に に に に に に に に に に に に に
非公開の理由 条文				作成していな いため、不存 在 条例第11 条第2項	不存在
公開・非公開 の別	出	公開	開催なし	非公開	村
開示決定 日	2012/6/7 公開	2012/6/11 公開	2012/6/11 開催なし	2012/5/25 2012/6/11 非公開	2012/6/6 却下
請來日	2012/5/25 (任意開 示)	2012/5/25	2012/5/25	2012/5/25	2012/5/25
公文書件名		太第、 古名名 所区、 改 致 獨 、 説 置 資 精 、 説 間	職争職 間間 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	市域内が次面をはいるののでは、大力のををはなって、大力のををはなって、大力ををはなって、大力ををはない。とは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力を	
審議会名称	石 会 三 場 場 が が が が が が が が が が が が が が が が が	福井県地域 防災計画原 子力防災編 検討委員会	地域防災計 画原子力編 を作成する 審議会	地域防災計画	地域防災計 画原子力縮 を作成する 審議会(不存 在)
存票	石三県	福井県	華瓸⊪	島根県	ヨロ畔

災害対策基本法に基づく審議会の情報公開結果

委員氏名 公開か	選		(公開
議事録 内容	海火 Jm		两
目的	第1条 福島第一原発事故を 「踏まえ、関係市町や防災関 (係機関とともに、原子力防災 上の課題の洗い出しや対策 の検討を行い、愛媛県地域 防災計画の見直しに反映さ せるため	第1条 愛媛県防災会議の組 織及び運営に関し必要な事 項を定める	【条例】第1条 佐賀県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めること
設置根拠		愛媛 災会議条 例	<u>災基佐災例県議寵害本質会、</u> 的運 者本質会、 防運対法県議佐 済 、防条 賀 公置
非公開の理由 条文	委員については、無報酬であり、会議については、会議についていては、傍聴人数に制限のない全部な別のものものであるため	文書不存在 (平成23年3 月11日以後、 会議が開催さ れていないた め)	
公開・非公開の別	ー部非公開(委員に支払われた 員に支払われた 会員の明細、傍 聴の可・不可が わかるもの)	一部非公開 (議 事録、付属機関 の議事録、配布 資料)	2012/6/7 全部公開
開示決定日	/28 2012/6/11	2012/6/7	
日米	2012/5	2012/5/28	2012/5/28
公文書件名	愛子 選子 選子 機子 機子 機子 機工 機工 機工 機工 機工 の の の の の の の の の の の の の	「愛媛県防 ※会議」条 例、の議事 録、付属機 関の議事 録、配布資	「佐賀県防 災会議」の 議事要旨、 配布資料
審 名 称 条	愛媛県原子力防災対策検討協議会	愛媛県防災会議	佐賀県防災会議
存 県	~ 整 獎 県	愛媛県	佐賀県

災害対策基本法に基づく審議会の情報公開結果

委員氏名 公開か	送
議事録 内容	制 Jm
目的	第1条 鹿児島県地域防災計画の見直しに当たり、地震・津波をはじめとした自然災害などの科学的知見による分析や古文書の検証等に基づく災害の想定や対策及び福島第一原子力発電所の事故数調を踏まえた安全確保対策について助言及び提言を得るため
設置根拠	鹿地計有議網 児域画識設 島防検者置県災討会要
非公開の理由 条文	
公開・非公開 の別	全部公開
開示決定日	/25 2012/6/27 全部公
請次日	2012/5
公文書件名	出 出 出 間 で は 画 を に が の は の は の は の は の は の は の の は の の の の の の の の の の の の の
審議会名称	也 地 國 教
年 崇	鹿児島県

災害対策基本法以外の原発関係審議会 情報公開請求一覧

委員氏名 公開か	公開	勝		
議事録内 容		圣 語		
目的	第1 県は、県内の原子力施設に 係る安全確保について、県民の 安全・安心のために、国及び事 業者が行う安全対策を独自に厳 に〈検証することが必要であるこ とから、専門家による県独自の 検証を行うため	第1 県は、国の原子力政策、本 件に立地する原子力施設の安全 性、地域振興など原子力を巡る 様々な課題について専門家及び 有識者から幅広い観点に立った 意見を聴き、今後の原子力行政 に適切に対応するとともに、県民 の安心と安全を確保するため	発電所周辺地域における環境放射能及び温排水について、甲及び乙が実施するモニタリングを技術的に検討して常時その状況を担陥的に検討して常時その状況を把握するため	発電所周辺地域における環境放射能及び温排水の状況を常時 地権し、生活環境の安全を確保 し、その他地域住民の生活につ いて必要な事項を協議するため
設置根拠	带 子	青 茶七 器	女川原子 力発電所 周辺の安 全確保に 関する協	女川原子 力発電所 通辺の安 全産保に 関する協
非公開の理由 条文	個人に関する情報であって、特報であって、特定の個人を識別。することができるものであり、かいつ、同号ただし。書きのいずれにもおいましたいため	個人に関する情報であって、特定の個人を識別。 することができるものであり、かっ っ、同号ただし。 書きのいずれにも も該当しないた。 め		
公開・非公開 の別	一部非公開(委員に支払われた金額の明細がわかる文書のうち、相手方コード、住方コード、住所、氏名、口座)	一部非公開(委員に支払われた金額の明報を対かるが、細がわかる文書のうち、相手方コード、住所、氏名、口座)	非公開(開催し 6/8 た事実がない ため)	 非公開(開催し
開示決定日	2012/6/7	2012/6/7	2012/6/8	2012/6/8
目光智	2012/5/25	2012/5/25	2012/5/25	2012/5/25
公文書件名	「青森県原子 力安全対策 検証委員会」 の次第と資料、設置要 総、名簿	「青森県原子 力政策懇話 会」の議事録 及び資料、設 置要領、名 簿、委員に支 払われた金	議事録、配布 資料、泰員に 及払われた 会員の明額、 参員名簿傍 語の可・不可 だわかるもの	議事録、配布 資料、委員に 支払われた 会員の明細、 委員名簿傍 聴の可・不可 がわかるもの
審議 名称 各		青原 应話 森子策会 県力懇	女子電境測議 川力所調定会 原発環査協	女子帽 指歸籍 化乙酰苯酚 化二乙二甲甲醇 化二甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲
府都 県道	青森県	青森県	回城県	宮城県

災害対策基本法以外の原発関係審議会 情報公開請求一覧

委員氏名 公開か			
議事録内 3 容			
目的	原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づきこの要縮を定める。 (1)環境放射能測定の基本計画及び実施要領の策定に関すること。 (3)環境放射能に関する情報交換に関すること。 (4)事前了解に係る技術的事項に関すること。 (5)原子力発電所の安全性に関係する事故・故障等に関すること。 (5)原子力発電所の安全性に関係する事故・故障等に関すること。 (5)原子力発電所の安全性に関係する事故・故障等に関すること。 (5)原子力発電所の安全性に関係する事故・故障等に関すること。	を東京電力株式会社福島第一原子力発電所3号機におけるプルサーマル実施に係る安全確認のため、原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づき	原子力発電所の設置に対応し、 県民の安全確保の徹底と原子力 行政の適性かつ円滑な運営をは かるため
設置根拠	福子所保絡要鳴力安技余編県発全術運原維進河	東福原電にルル係確めジチ置ほ第子所おサ実る認の17十十十条の記の17十十十十条のの27十十十年をの27十十十年を277十十十十年を277十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	祖子祖 中 中 中 中 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
非公開の理由 条文	開催されていないため	開催されていないため	開催されていないため
公開・非公開 の別	全部非公開	全部非公開	/11 全部非公開
開示決定日	2012/6/11	2012/6/11	2012/6/11
請求日	2012/5/25	2012/5/25	2012/5/25
公文書件名	議り 大学、 本学、 本学、 本学、 本学で を の の の の の の の の の の の の の	議 一 を を を を を の の の の の の の の の の の の の	議事録、配布 資料、参員に 女払われた 会員の明治、 委員名簿傍 題の可・不可 たわかるもの
審議会 名称	福原発安保連島子電全技絡県力所確術会	福一力所にるサルに安認めロト会島原発のおブー実係全ののジチ会第子電告けルマ施る確たプェークムークム	福原行絡会 島子政調議 県力連整
府都 県道	福鳴県	福島県	福島県

災害対策基本法以外の原発関係審議会 情報公開請求一覧

委員氏名 公開か	甾ೌ	【環境放射 線監視委 員会の合 同会議】公 開	記載なし	
議事録内 容	至	【環境放射 線監視委 員会の合 同会議】要 旨	流れ	
目的	本県における原子力の安全対策 を技術的専門的に調査検討する ため		東海地区及び大洗地区における 原子力施設周辺環境の放射線 監視を民主的に行うため、茨城 県東海地区環境放射線監視委 員会を設置し、放射線監視計画 の策定、放射線監視結果の検 討、評価その他環境監視上必要 な調査検討と併せて放射線監視 結果の公表を行い、住民の安全 と健康を確保するとともに原子力 開発の健令な進展をはかる。	
設置根拠		效城県 改組織条 倒、	汝	
非公開の理由 条文				
公開・非公開 の別	邕尔	邕尔	邕勽	
開示決定日	2012/6/12	2012/6/12	2012/6/12	
請求日	2012/5/25	2012/5/25	2012/5/25	
公文書件名	開催結果について、配布資料、大部の制御書(旅費・建物・大部・大部・大部・大会・ののでは、一大のでは、一大のでは、一大ののでは、一大ののでは、一大ののでは、一大ののでは、一大のいないが、一大のいないが、一大のいないないが、一大のいないないが、一大のいないないないが、一大のいくないないないない。	開催結果・配金 を表している を見る を見る を見る を見る を見る を を を を とり を を を を を を を を を を を を を を	開発 田田 田田 田田 田田 田 田 田 東 田 東 田 東 東 田 東 北 本 田 東 ・ 本 東 中 田 中 の 恵 田 一 本 田 田 の 見 が ま か ま は か ま は ま が ま ま が を 国 ま が を 国 ま が を 国 お か 国 お が 関 声 が 関 声 が 関 声 が 関 声 が 国 も の 見 か に ま れ に	
審議会 名称	浆原安策会 减子全泰 県力対弧	茨城原 原子力 審議会	茨東区 放監員城海環 射視会 眼地境線 委	
府 県道	茶	茶城県		

災害対策基本法以外の原発関係審議会 情報公開請求一覧

委員氏名	公開か	公開	公開 (第56 回議事録 なし(作成 中))
議事録内		逐語	逐語 (第56回議 事録なし (作成中))
	日野	【要綱】(任務)第4条 技術委員会は原子力安全対策課長の求めに応じ、次の事項を行う。 (1)新潟県が東京電力株式会社市場、13新潟県が東京電力株式会社市場に基づき連絡を受けた内容に関する技術的な助言・指導調子る表現に関する協定事第10条第1項及び第11条に基づきまる。 (2)新潟県、柏崎市、刈羽村が実施する東京電力株式会社相崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書第10条第1項及び第11条に基づき実施の方式調査及び状況確認等の内容についての技術的な助言・指導の内容についての技術的な助言・指導に関して、国及び東に関連した課題に関して、国及び東京電力株式会社等が行う調査の結果ならびにそれに基づく対応に対する専門的な検討 (5)その他柏崎刈羽原子力発電所の安全管理に関し必要な事項	東京電力株式会社柏崎刈羽原 子力発電所周辺の環境放射線 監視調査及び同原子力発電所 温排水等漁業調査について、総 高合評価等を行うために設置され (た
	設直根拠	原電地全関定県発安に技会綱子所域確す書原電全関術運力周の保る、子所管す委営発送発辺安に協新力の理る員要	東株柏原電地全関定県発辺視議綱京式崎子所域確す書原電環評運電会刈力周の保る、子所境価営力社羽発辺安に協新力周監会要
ご来生である!シンボンドの中間の 公開・非公開 非公開の理由 =====	** ****	第7条第2項 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため	第7条第2項 公 にすることによ り、個人の権利 利益を害するお それがあるため
// 水金木/A次/	の別	一部非公開 (住所、電話番 号及び金融機 関の口座情報)	一部非公開 (住所、電話番 号及び金融機 関の口座情 報)
1	那	2012/6/11	2012/6/11
	請米口	2012/5/25	2012/5/25
八十十二十八	公又書作名	議資拠払員員のや事料、各の名司の名録、委ねの名可か。 録、委ねの名可か。設員たれ明簿にとた明治間にとる、を、下もをでってもを、でいる。	議事 資本 、 本 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
	4 格	新原発の管関技員湯子電安理す術会県力所全にる委	新原発周境評議 湯子電辺監価 県力所環視会
府都	順当	推 照	捧 照

災害対策基本法以外の原発関係審議会 情報公開請求一覧

委員氏名 公開か	記載なし (「委員」と のみ記載)	公開
議事録内 容	呈 逐	超
目的	【規程】第2条 管理協議会は、 次の各号に掲げる事項を所掌する。(1)環境放射線及び温排水等の測定計画並びにそれらの測定結果に関する事項 (2)平常時における報告及び異常時における連絡に関する事項(3)前2号に掲げるもののほか、志賀原子力発電所周辺における地域性をものほか、表質原子力発電所周辺における地域住民の安全確保及び生活環境の保全に関し必要な事項	東北地方太平洋沖地震に伴う県 内原子力発電所の安全確保対 策が迅速かつ確実に実施
設置根拠	古な国を記録では日子の国子の日子のなりをはなりなりなりをははなりの日子を強調を受けると国際にははなるのはははいる。 おりょう はい	安核会 全証開 対表準 強
非公開の理由 条文	第7条第2項 公 にすることにより 個人の権利利 益を害するおそ れがある情報で あるため	第7条第1項 個 人に関する情報 であって、特定 の個人を譲別す かことができる ため (カって、公に することにより、 当談法人の権 利、競争上の地 をかかの他正当な それがあるため それがあるため
公開・非公開 の別	一部非公開 債権者コード、 住所・個人口 座、氏名・住所	部後を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
開示決定日	2012/6/8	2012/7/11
請求日	2012/5/25(任 意開示)	2012/5/25
公文書件名	議事録・配布 資料、設置根 拠、数員に支 払われた金 員の明細・透 同名簿・傍聴 かるもの	開員資線要権と離り乗員を発行者が決別の選別を表別が認り要領、議別の記し取出ととの関係を発出出のの対象を発行のの対象を、別の原果とある。のののののは、発行、対原・基本が、10円に対し、20円には対し、20円に はは、20円にはなった。
8 審議会 名称	石原環全協 川子境智 謙 力 安 理 会	安策委全検員対証会
所 県 道	石三県	福井県

災害対策基本法以外の原発関係審議会 情報公開請求一覧

委員氏名 公開か	· 一	
議事録内 容	HX Jm	
目的	県内の原子力発電所に関する原子力安全行政について、福井県から報告を受け、独立的、専門的な立場から、技術的な評価・検討を行い助言するため	
設置根拠	福子専会井力門開領宗安委催領原全員要	
非公開の理由 条文	第7条第1項 (1) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	不存在
公開・非公開 の別	一後番びに機融店別お義法替機融店別及人部争らにか関機名別お我人人に関機名、いかま自りはは、人人に関機名、びの住座の二関、口びの係っ関、口びの保護難所振金ド、金番座」を預座をとしる方面とは、金番を生る 上名爾 極音をを 一次 金番 極い、金番を 一名 海 極い、	非公開(不存 在)
開示決定日	2012/7/11	
請求日	2012/5/25	
公文書件名	開員賀所結料要要心継げ視飯現認大の現果三の結料に合い権名・現果、対し、地発治察発場に飯 4 場に養と果、関わて受簿、浜地配果事も炉置具結電状つ発与確つ直入、報報の方では、教務確和概概 人内吊工果所況い電機認いエリ配告をにた、教発認布概概 中リ場、の確て所の結てカグ布書打に、いうが落ちて	傍聴の可・不 可がわかるも の
審議会 名称	福原安門井子全委会県力専員	
中 中 温		

災害対策基本法以外の原発関係審議会 情報公開請求一覧

委員氏名 公開か	当		記載なし	記載なし
議事録内 容	展入		康 枚 万四	冲
目的	福井県の関係機関ならびに原子 力施設設置者が県内の施設周 辺で実施する環境放射線モニタ リングについて技術的に検討し、 環境放射能の状況を常時確認 することを目的とする。		浜岡原子力発電所の周辺地域における環境の安全を確認し、その周知を行うとともに原子力平和和利用の健全なる発展を図ることを目的とする。	浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定に基づき、浜岡原子力発電所周辺の環境放射 能の調査について、必要な事項を定めることを目的とする。
設置根拠	记		浜の田田 とり	カ カ カ の り り り り り り り り り り の に い り の に の に の に の に の に の に の に の に い に い に
非公開の理由 条文	第7条第1項 個人に関する情報であって、特定の個人を譲別する情報の個人を譲別するにからた。 ためたりに関する情報であって、公にすることができる。 第7条第2号 法人に関する情報であって、公にする情報であった。公にする情報があることにより、対対をあるととにより、対対をあるためをある方ものをあるためるためを	不存在		
公開・非公開 の別	写 占 镁 融 金 写 車 导 義	非公開(不存 在)	6/11 公開	6/11 公開
開示決定日	2012/7/11		2012/6/11	2012/6/11
請求日	2012/5/25		2012/5/25	2012/5/25
公文書件名		傍聴の可・不 可がわかるも の	議事録、記 資料、設 地、数 人 を 力 力 力 力 力 力 力 力 力 力 力 力 力 力 力 力 力 力	議事録、記述、ない。 対す、改員に対 を対われたの 関の明治、後 関の明治、後 のロ・オロが かるもの
審議会 名称			商子境協 県力安騰	静環射定会 岡境能技 県放測術
府都 県道	福井県		靠	靠

災害対策基本法以外の原発関係審議会 情報公開請求一覧

委員氏名 公開か	公開	記載なし	匿名 (AB C) で記載	公開
議事録内 容		流れ	逐語	逐語
目的	福島第一原子力発電所事故を踏まえ、国の原子力防災対策の見直しに即した市町の地域防災計画(原子力対策編)の見直し又は新規策定その他市町の原子力防災対策の構築に資するため、住民への情報伝達、非難等の原子力防災に関する諸課題について、市町と県が関係機関と連携して研究を行う。	静岡県民が直面する東海地震を はじめとする自然災害と、県下に 所在する浜岡原子力発電所に関 する防災対策にかかる科学・技 術について、その取り組み状況 を明らかにし、県民に向け情報を 発信することを目的とする。	第1条 松江市に設置される中国電力株式会社島根原子力発電所の周辺地域における環境放射線等の調査結果を把握し、住民の健康と安全の確保について県民一般への周知をはかること	
設置根拠	市町原子 力防災対 策研究会	静岡県防災·原子力学術会議設置要網	島子 医苯基基甲甲基苯基甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲	
非公開の理由 条文			特定の個人が 識別され又は識 別され得ること から 条例第7 条第2号	 特定の個人が 護別され又は護 別され得ること から 条例第7 条第2号
公開·非公開 の別	6/11 公開	公開	一部非公開 (委員に支払われた金員の明 細、住所の詳細、一部鉄道 の発着地、債	一部非公開 (委員に支払わ れた金員の明 袖、住所の詳 細、一部鉄道 の発着地、債 権者番号)
開示決定日	2012/6/11	2012/6/11	2012/6/11	2012/6/11
請求日	2012/5/25	2012/5/25	2012/5/25	2012/5/25
公文書件名	議事録、記述、設定、 資料、設置、 、登員に大力 とかれた。 自の明細、 の可・ の可・ そのが、 のが、 のが、 のの・ のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、	よの冒首生体を皇	局 を	「 局 を を の の の の の の の の の の の の の
審議会 名称		韓 子 子 ジ り が は り が り り り り り り り り り り り り り り り	<u> </u>	島原 安 田 東 子 県 石 麗 騰
所 県 河	奉 图 些	華 迢 毗	島根県	島根県

災害対策基本法以外の原発関係審議会 情報公開請求一覧

ſ				
	委員氏名 公開か	公 臨 会 日間 出生 日間 出土 日間 出土 日本 日本 日本 本 フ カ 女 ク カ な か い み り		
	議事録内 容	my 加		
1	的			
	設置根拠 目			
回番甲	非公開の理由 条文	ヤ 大 も り ら っ 厚 さ り し 7 の 原 耶 の 身 の タ フ ー	不存在(開催し ていないため)	不存在(開催していないため)
	公開・非公開 の別	一部非公開 (委員に支払わ れた金員の明 袖、委員名簿、 傍聴の可・不 可がわかるも の)	五际	
I '	開示決定日	2012/6/11	2012/6/1 却下	2012/6/1 却下
	請求日	2012/5/25	2012/5/25	2012/5/25
	公文書件名	島 の の の の の の の の の の の の の		
	5 審議会 [名称	島原発周境線定会根子電辺放等技県力所環射測術	ロ 原 み 子 間 配 配	上子電安保関連議関力所全等す絡原発の確にる会
	在 県 神道		油口账	ヨロ歐

災害対策基本法以外の原発関係審議会 情報公開請求一覧

_				
委員氏名 公開か	協	記載なし	記載なし	公開
議事録内 容	经	流れ	流れ	要
	第1条 四国電力株式会社が伊方町に設置する伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に貸するため	第1条 玄海原子力発電所周辺環境の保全及び周辺地域住民の安全に係る事項に関し、学識経験者の意見を聞くため	第2条 協議会は、玄海原子力発電所の周辺地域における環境放射能等の実態を把握するとと消化、原子力に関する知識の普及を図ること	第1条 川内原子力発電所の設置に対応し、周辺地域住民の安全確保及び環境保全を図るための対策について協議するととに、発電所周辺市町村等との連絡調整をはかるため
設置根拠	伊力環管会綱方発境理設原電安袞置守下所全員要	佐	佐賀県 子力環境 安全運境 協議会連絡 定	原全絡設子対協置開決策議要名漢議要名連余網
で日 公開・非公開 非公開の理由 設置根拠 目的 の別 条文	個人情報のため	個人の住所及 び印影の個人 情報が記載され ているため 条 例第6条第二号	個人の住所及 び印影の個人 情報が記載されているため でいるため 条 何第6条第二号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから原則として不開示であり、同号ただしまのいずれにし書のいずれにも該当しない。
公開・非公開 の別	一部非公開 (委員に支払わ れた金員の明 細)	一部非公開	- 部本公開	一部非公開 (住所(又は所 属)、振込先、 居住地、出発 区分、金融機 関本支店名、 預金種別、口 確番号、所在 地、出発地、到
開示決定日	2012/6/11	2012/6/11	2012/6/11	2012/6/27
請求日	2012/5/28	2012/5/28	2012/5/28	2012/5/28
公文書件名	伊発安員門事料拠簿可か員れ明ケ電全会部録録、拠簿可か員れ間任節全会部録。 原所管技会、設委・でのにたを持護理術「配置政策の」配置は 予課理が「配置員聴可もとと生 大場をは、ひなは、 大場をは、 大は、 大は、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	「在食質に 大な 大な 大な 大な 大な で 大な で で で で で で で で で で の の の の の の の の の の の の の	佐賀県環境 放射線技術 余議」の余議 結果、配布資 料、設置要 締、参員手 出、旅費の領 収書、の概要	「原子力安全対策を強力を強力を強力を強力に係る無難を上に係るを推嫌、の結構を対対、報償費が、対策が対対を対対を対対を対対を対対を対対を対対を対対を対対を対対が、対域を対対が、の関係を対し、のには、対対を
名称 会	伊子電境管員術部方力所安理会専会原発環全委技門	在	女原 原 時 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場	原安策協 子全連議 力対絡会
所 原 道	> 要	佐賀県	佐賀県	鹿児島県

災害対策基本法以外の原発関係審議会 情報公開請求一覧

委員氏名 公開か	作成せず	記載なし	
議事録内 容	を		
目的	第1 川内原子力発電所周辺地域の環境放射線監視測定について、学識経験者の意見を聞く ため		
設置根拠	健環線ンを 現場モグが副 島放こ女は 東京な女 の で の で の の の の の の の の の の の の の の り の の の の		
非公開の理由 条文	作成していない ため、不存在	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。 条例7号1号	
公開・非公開 の別	全部非公開 (平成23年度 第4回議事録)	一世 (((上 所 所 所 所 所 を を を の の の の の の の の の の	
開示決定日	2012/6/27		
請求日	2012/5/28		
公文書件名	正 は は は は は は は な は な な な な な な な な な な な な な		
審議会 名称	環射ニグ表境線タ技鼠銀モン術会		
所 原 道	鹿児島県		